

特定非営利活動法人グリーンテクノバンク

てん菜研究会会則

(名称・所在地)

第1条 本会の名称は特定非営利活動法人グリーンテクノバンク（以下 GTBH という）てん菜研究会と称する。

(目的)

第2条 この会は、てん菜及びてん菜糖に関する全ての分野の研究・成果情報の提供・交換等により、研究の推進及び新技術の実用普及化の推進を通して、農業及びてん菜産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 年1回「てん菜研究会技術研究発表会」を開催する。てん菜研究会技術研究発表会は、研究発表を行う一般講演と必要に応じて開催する特別講演から構成され、これらは関係者及び一般に公開する。
- (2) 一般講演および特別講演の講演要旨および学術論文として内容を精査した研究論文は「てん菜研究会報」として発刊する。

(加入・会員・会費)

第4条 本会の会員は GTBH の会員であるため、会員及び会費種別は GTBH の定款に定める次のとおり。ただし、団体会員である組織の部署等が本会を支援するために加入する機関会員は、本会独自の会員として定める。

個人会員	年額2千円
機関会員	年額6千円
団体会員	年額1口1万円、1口以上

- 2 本会への加入は本会事務局又は GTBH 事務局に申し込むものとし、GTBH の定款に基づき入会手続きを行うものとする。

(役員)

第5条 本会に、役員として理事4名以上6名以内を置く。

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 理事のうち、1名を会長とする。
- 4 理事のうち、副会長を2名置くことができる。
- 5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、その活動を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を形成し、本会の運営に必要な業務を執行する。

(会議)

第7条 本会の会議は、会員で構成する総会及び理事で構成する理事会とする。

- 2 総会は、年1回、会長が招集し、会長が議長を務め、事業計画、事業報告及びこの会に重要なことを決める。
- 3 総会は、会員及び会員の委任状を含めた半数以上の出席により成立する。議決は出席数の過半数により決し、同数の場合には議長が決する。
- 4 理事会は、年1回、会長が招集し、会長が議長を務め、次の事項について決める。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会で決めた事項の執行に関する事項
 - (3) その他理事会が必要と認めた事項

(事務局)

第8条 本会に事務局を設ける。

- 2 事務局員は、会長が任免する。
- 3 事務局は理事会を補佐し、本会の事務を行う。

(会則の改廃)

第9条 会則の改廃は、理事会での討議を経て、総会において決定する。

(付則) この会則は、平成21年7月24日から施行する。

平成30年7月18日一部改正

令和元年7月17日一部改正